

いて、買収会社が現金をあまり潤沢に有していないような場合には、買

収会社の株式を対価とする株式交付を利用することが考えられる。

(6) <https://www.meti.go.jp/pre/sf/2019/11/20191122005/20191122005.html>

なお、会社が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするケースとして、次のケースが考えられる⁷⁾。

第5章

責任追及訴訟の和解等 その他の改正事項と 実務ポイント

●会社の支店の所在地における登記が廃止される。

責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

現行法上、取締役等の責任を追及する訴えが提起された場合において、会社が当該訴えに係る訴訟で和解をする際に、監査役等の関与を要するものとはされていない(なお、法850条1項〜3項、386条2項2号等参照)。これに対し、改正法は、会社が、取締役(監査等委員および監査委員を除く)、執行役および清算人ならびにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解するには、各監査役(監

査役設置会社の場合)、各監査等委員(監査等委員会設置会社の場合)または各監査委員(指名委員会等設置会社の場合)の同意を得なければならぬものとしている(改正後会社法849の2)。これは、和解の判断の適正性を確保するための改正であると考えられる。また、このような規律のあり方は、現行法上、取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が当該取締役等を補助するため参加(補助参加)する場合(法849③)や、取締役等の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出する場合等(法425③、426②、427③)に、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得なければならぬこととされていることとの平仄を合わせられるものである。

① 会社が、当該訴えを提起しており、原告として当該和解をするケース

② 株主が株主代表訴訟として提起しており、会社自身は、当該訴えの当事者ではないが、利害関係人または補助参加人として当該和解をするケース

①のケースでは、取締役等の責任を追及する訴えにおいて原告たる会社を代表しているのは、監査役、監査等委員会が選定する監査等委員または監査委員会が選定する監査委員であり(法386①一、399の7①二、408①二)、当該訴えに係る訴訟において原告として和解をする会社を代表するもの、これらの監査役等であると同様に、これらと併せて、改正後は、当該和解の場合に、各監査役等の同意を要することになる。

また、②のケースでは、利害関係人または補助参加人として和解をする会社を代表するのは、代表取締役または代表執行役であると解される

【この章のエッセンス】

●会社が、取締役(監査等委員および監査委員を除く)、執行役および清算人ならびにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解するには、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得なければならぬということとなる。

●有償の募集新株予約権について、募集新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額の算定方法を定めた場合であっても、登記の申請時までに募集新株予約権の払込金額が確定しているときは、当該算定方法を登記する必要はなく、当該払込金額を登記すれば足りることとなる。